

## ぐんま犬猫パートナーシップ事業所適正飼養説明項目

## 1 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第8条の2に定める項目

説明すべき項目	犬	猫
(1) 品種等の名称	○	○
(2) 性別	○	○
(3) 生年月日	○	○
(4) 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報	○	○
(5) 平均寿命その他の飼養期間に係る情報	○	○
(6) 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模	○	○
(7) 適切な給餌及び給水の方法	○	○
(8) 適切な運動及び休養の方法	○	○
(9) ア 主な人と動物の共通感染症 イ その他のかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法	○	○
(10) 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用	○	○
(11) (10)のほか、みだりな繁殖を制限するための措置	○	○
(12) 不妊又は去勢の措置の実施状況	○	○
(13) 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容 ア 狂犬病予防法 イ 動物の愛護及び管理に関する法律 ウ 群馬県動物の愛護及び管理に関する条例 エ 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準 等	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
(14) 繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地	○	○
(15) 所有者の氏名（自己の所有しない犬猫を販売する場合）	○	○
(16) 病歴、ワクチンの接種状況等	○	○
(17) 親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況	○	○
(18) (1)～(17)のほか、適正な飼養又は保管に必要な事項	○	○

## 2 本制度登録事業所において、販売時説明に追加する項目

カテゴリ	説明すべき項目	犬	猫
環境の確認	(1) 飼うことに家族全員が同意しているか	○	○
	(2) アレルギー等の家族はいないか	○	○
	(3) 飼育禁止の住居ではないか	○	○
	(4) 飼うための必要な経費を承知しているか	○	○
	(5) 管理できないほど多くの動物を飼養していないか	○	○
適正な飼養管理	(1) 定期的な健康診断	○	○
	(2) 定期的な寄生虫の駆除	○	○
	(3) 定期的なワクチン接種	○	○
	(4) しつけの必要性	○	
	(5) 完全室内飼育のすすめ、屋外の危険性		○
	(6) トイレや爪とぎ、立体構造など、室内の環境整備		○
最後まで責任をもつということ	(1) 逃がさないための対策 逃げてしまった場合はどうすればいいか	○	○
	(2) 万が一飼えなくなった場合はどうすればいいか	○	○
	(3) 災害発生時の備えについて	○	○